

豊橋市受動喫煙防止条例（仮称）の考え方
について

健康部 健康政策課

目 次

1. 条例制定の背景及び必要性・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 条例の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 豊橋市受動喫煙防止条例（仮称）の骨子・・・・・・・・	3

1. 条例制定の背景及び必要性

受動喫煙は、肺がんや乳幼児の突然死症候群などのリスクを高めるなど、健康に悪影響を与えるということが科学的にも明らかにされています。また、厚生労働省による研究報告では、日本における受動喫煙による死亡者数が年間で約1万5千人、受動喫煙により発生する医療費が約3,200億円にのぼると推計されています。

それらの現状から、「望まない受動喫煙」の対策は市民の健康を守るためにも喫緊の課題であり、受動喫煙防止対策が強化された「健康増進法の一部を改正する法律」（以下「改正健康増進法」）が本年7月25日に公布されたことを機に、本市も疾病対策、健康増進の観点から受動喫煙の防止対策を一層推進する必要があります。

本市では、受動喫煙の健康影響を受けやすい20歳未満の者、患者や妊婦などへの受動喫煙をより一層防止するため、本市独自の取組みを加えた、市民の健康を確保することを目的とする条例の制定を目指し、その骨子案をまとめました。

2. 条例の概要

条例のポイント

健康増進法に定めるもののほか、次の事項に取り組む。

- ▶ 健康影響を受けやすい20歳未満の者等を受動喫煙から保護する。
- ▶ 飲食店は「禁煙」の標識の掲示をしなければならない。
- ▶ 加熱式たばこは紙巻きたばこと同等の規制とする。

対象となる施設の類型と喫煙禁止場所の範囲

施設の類型	喫煙禁止場所の範囲
<p>喫煙禁止施設 受動喫煙により健康影響を受けやすい20歳未満の者等が主に利用する施設（敷地を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 幼稚園、中学校、高等学校、大学、専修学校、各種学校等 ▶ 児童福祉施設 ▶ 医療提供施設 ・ その他規則で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市の庁舎、施設（豊橋競輪場、豊橋市総合老人ホームつつじ荘を除く） ※ 豊橋市が設置する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、保育所等を含む 	<p style="text-align: center;">敷地内禁煙 （屋外喫煙場所設置 不可） 【努力義務】</p>
<p>第一種施設 受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主に利用する施設（敷地を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国、県の庁舎（主に事務を行う施設） ▶ <u>豊橋市総合老人ホームつつじ荘</u> ・ その他規則で定めるもの 	<p style="text-align: center;">原則 敷地内禁煙 （屋外喫煙場所設置 可）</p>
<p>第二種施設 上記の施設及び喫煙目的施設以外の多数の者が利用する施設 例) 障害者施設、老人福祉施設、事務所、宿泊施設の共有部分、飲食店（大規模、新規）、運動施設（スポーツジム、柔剣道場等）、商業施設（スーパー、コンビニ、パチンコ店、まあじゃん店等）、豊橋競輪場、葬祭場、工場等</p>	<p style="text-align: center;">原則 屋内禁煙 （喫煙専用室内でのみ喫煙可） ※喫煙専用室での飲食不可</p>
<p>既存特定飲食提供施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 本条例施行前より営業している飲食店 ▶ 客席面積100㎡以下 ▶ 個人又は中小企業（資本金5千万円以下） 	<p style="text-align: center;">禁煙・喫煙を選択 ※施設内での飲食可</p>
<p>喫煙目的施設 喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設 例) シガーバー、たばこ販売店等</p>	<p style="text-align: center;">喫煙可</p>

3. 豊橋市受動喫煙防止条例(仮称)の骨子

(1) 目的

この条例は、健康増進法に定めるもののほか、受動喫煙の防止に関し、市、市民、保護者、事業者及び保健医療等関係者の責務を明らかにして、市民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進し、並びに影響を受けやすい20歳未満の者等を受動喫煙から保護するための措置を講じることにより、受動喫煙による市民への影響を未然に防止することを目的とする。

(2) 用語の定義

- たばこ：たばこ事業法に定める製造たばこ又は製造たばこ代用品（加熱式たばこを含む）
- 喫煙：人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む）を発生させること
- 受動喫煙：人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること
- 喫煙禁止施設：受動喫煙により健康影響を受けやすい20歳未満の者等が主に利用する施設（敷地を含む）
- 第一種施設：受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主に利用する施設（敷地を含む）
- 第二種施設：喫煙禁止施設、第一種施設及び喫煙目的施設以外の多数の者が利用する施設
- 喫煙目的施設：喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設
- 喫煙専用室：専ら喫煙をすることができる場所として施設の屋内の一部に設置され、健康増進法で規定する技術的基準に適合した室のこと

(3) それぞれの責務

(ア) 市の責務

- 望まない受動喫煙が生じないよう、意識の啓発や教育を通じた知識の普及、環境の整備に関する施策を実施する。
- 市民、保護者、事業者及び保健医療等関係者、施設の管理権原者その他の関係者と連携、協力して望まない受動喫煙の防止に関する施策を実施する。

(イ) 市民の責務

- 受動喫煙が健康に与える影響について理解を深めるよう努める。
- 喫煙者は他人に受動喫煙をさせることのないよう努める。
- 市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努める。

(ウ) 保護者の責務

- 監護保護する 20 歳未満の者に対する受動喫煙の未然防止に努める。

(エ) 事業者の責務

- 受動喫煙防止のための環境整備に努める。

(オ) 保健医療等関係者の責務

- 市民の健康の増進及び疾病の予防のために、望まない受動喫煙の防止に資する保健医療事業を行うよう努める。
- 市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努める。

(4) 受動喫煙を防止するための措置について

(ア) 喫煙禁止施設における受動喫煙の防止

- 市の庁舎、施設(豊橋競輪場、豊橋市総合老人ホームつつじ荘を除く)【義務】
 - ※ 豊橋市が設置する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、保育所等を含む。
 - 喫煙禁止施設では、喫煙できない。
 - 喫煙禁止施設の管理権原者は、喫煙するための器具及び設備等を設けない。
- 上記以外の受動喫煙により健康影響を受けやすい 20 歳未満の者等が主に利用する施設【努力義務】
 - 喫煙禁止施設では、喫煙できないよう努めなければならない。
 - 喫煙禁止施設の管理権原者は、喫煙するための器具及び設備等を設けないように努めなければならない。
- 市長は、喫煙禁止施設の管理権原者等に対し、当該施設における受動喫煙を防止するために必要な助言及び指導をすることができる。

(イ) 受動喫煙の防止に係る標識の掲示

- 第二種施設のうち、飲食店等の管理権原者は、主たる出入り口の見

やすい箇所に、次の事項を記載した標識を掲示しなければならない。

➤ 当該施設の屋内で喫煙できない旨

- 市長は、飲食店等の管理権原者に対し、受動喫煙の防止に係る標識を掲示していない場合は、必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告することができる。
- 市長は、勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

(ウ) 加熱式たばこの取扱い

- 加熱式たばこにおいても喫煙者の呼気に有害物質が含まれており、健康増進法改正の趣旨が、望まない受動喫煙の防止であることから、紙巻きたばこと同等の扱いとする。【努力義務】

(5) 施行時期

平成32年4月1日（全面施行予定）

※一部段階的に施行予定